

関市市民活動センター運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、関市市民活動センター運営業務の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、関市市民活動センター運営業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 関市市民活動センター運営業務
- (2) 業 務 内 容 別紙資料1「関市市民活動センター運営業務委託仕様書」参照
- (3) 委 託 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
※令和7年度から令和9年度までの債務負担行為を設定
- (4) 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 委託契約限度額

金 29,823,000円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。）

- (1) 令和7年度から令和9年度までの債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託金額の支払いの限度額は、次のとおりとする。
 - 令和7年度 9,941,000円
 - 令和8年度 9,941,000円
 - 令和9年度 9,941,000円
- (2) 委託金額には、業務内容に定める内容を履行するために必要となる一切の経費（各種手続き、打合せに要する交通費等）を含むものとする。
- (3) 委託金額の支払い方法は、選定された受託候補者と協議をして、覚書を締結する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登録されていること（未登録の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。）。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示第77号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第

2 項各号の規定に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例（平成 24 年関市条例第 29 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 令和 6 年 12 月 1 日現在で、特定非営利活動法人（NPO 法人）もしくは同等の活動を行う任意の団体であること。
- (7) 直近 5 年間に於いて、特定非営利活動促進法に定められた活動を含む活動を関市内で実施していること。
- (8) 直近 5 年間に於いて、国又は地方自治体が発注する市民活動団体を支援する業務や市民活動団体向けの講演会、イベント等を実施する業務を受託した実績があること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (10) 国税又は地方税を滞納していない者。

5. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

- (1) 公告日
令和 6 年 11 月 27 日（水）
- (2) 現地説明会の申込み期限
令和 6 年 11 月 28 日（木）から令和 6 年 12 月 10 日（火）午後 5 時まで
- (3) 質疑応答期間
令和 6 年 11 月 28 日（木）から令和 6 年 12 月 10 日（火）午後 5 時まで
- (4) 現地説明会
令和 6 年 12 月 12 日（木）10 時から
- (5) 質問に対する回答
令和 6 年 12 月 16 日（月）予定
- (6) 参加意向申出書等受付期間
令和 6 年 11 月 28 日（木）から令和 6 年 12 月 20 日（金）午後 5 時まで
- (7) 参加資格審査結果通知
令和 6 年 12 月 25 日（水）
- (8) 企画提案書等受付期間
令和 7 年 1 月 7 日（火）から令和 7 年 1 月 20 日（月）午後 5 時まで
- (9) プレゼンテーション開催日

令和7年1月下旬（予定）

(10) 審査結果通知

令和7年2月下旬（予定）

(11) 契約締結

令和7年3月上旬（予定）

6. 質問受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問票（様式1）を次のとおり提出すること。

(1) 質疑受付期間

令和6年11月28日（木）から令和6年12月10日（火）まで
（同日午後5時までに必着）

(2) 質問提出先

「18 書類提出先及びお問い合わせ先」

(3) 質問提出方法

ア 質問票（様式1）に必要事項を簡潔明瞭に記入する。

イ 電子メール又はFAXにて提出する。電子メールの件名は「関市市民活動センター運営業務公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載すること。

ウ 質問票を提出した場合は、「18 書類提出先及びお問い合わせ先」に電話にて受信確認を行うこと。

エ 電話による質問は受け付けない。

(4) 回答

ア 回答期限及び方法

令和6年12月16日（月）までに質問者を非公開の上、随時、関市ホームページにおいて公開する。

イ 注意事項

上記「(1) 質疑受付期間」を経過して提出された質問に対しては、回答しない。

7. 参加申込及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

(1) 参加意向申出書等受付期間

令和6年11月28日（木）から令和6年12月20日（金）まで
（同日午後5時までに必着）

(2) 提出書類（各1部）

ア 参加意向申出書（様式2）

イ 法人概要及び過去5年間の類似業務の実績書（様式3）

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「18書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「18書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

(4) 参加資格審査

提出された書類を基に、随時、参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書（様式4）により通知する。

8. 現地説明会の開催

希望者には事前予約のうえ、現地説明会を開催する。

(1) 申込期間

令和6年11月28日（木）から令和6年12月10日（火）まで
（同日午後5時までに必着）

(2) 日時

令和6年12月12日（木）10時から

(3) 申込先

「18書類提出先及びお問い合わせ先」

(4) 申込方法

ア 電子メールにて提出する。電子メールの件名は「関市市民活動センター運営業務公募型プロポーザルに関する説明会申込（事業者名）」と記載すること。

イ 申込をした場合は、「18書類提出先及びお問い合わせ先」に電話にて受信確認を行うこと。

ウ 電話による申込は受け付けない。

9. 企画提案

プロポーザル参加者は、資料1「令和7年度～令和9年度関市市民活動センター運営業務委託仕様書」を参照し、次の提出書類を作成して提出すること。

提出書類提出後、本市が参考資料を求めた場合、即時対応をすること。

(1) 企画提案書等受付期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月20日（月）まで
（同日午後5時までに必着）

(2) 提出書類

提出書類はすべてA4版片面印刷（A3版による折込可）に統一すること。提出書類の文字の大きさは、9ポイント以上とする。

使用言語は日本語、通貨は日本国の法定通貨、単位は計量法で定めるものとする。

ア 企画提案書提出届（様式5）

イ 実施体制（様式6）

ウ 企画提案書（任意様式）

※ 様式はA4若しくはA3版とする。

※ 事業計画、管理運営計画、収支計画等、当該業務に必要な事項を記載すること。

エ 参加者の事業報告書、収支決算書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）及びその
他法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類（各直近1年分）

※ 様式はA4版若しくはA3版とする。

オ 定款又は規約（任意様式）

※ 様式はA4版とする。

カ 役員名簿（任意様式）

※ 様式はA4版とする。

キ 見積書（任意様式）

※ 様式はA4版とする。

※ 委託料は委託契約限度額を上限として精算し、人件費、事業費、事務費等の明細が分かるようにすること。（一式計上はしないこと。）

見積書の宛名は関市長とし、参加者の所在地、事業者名、代表者名、代表者印を必ず記載すること。

（3） 提出部数

原本1部、副本（コピー）5部

（4） 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「18 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル提案書等在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「18 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

なお、上記「（1）受付期間」以外の期間に提出された書類は、受け付けない。

10. 辞退

上記「4 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合等で本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は次の書類を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しないものとする。

（1） 提出書類

ア 辞退届（様式7）

1部

（2） 提出書類

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く

午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「18 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル 辞退届在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「18 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

11. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和7年1月下旬（予定）

（時間及び場所については、参加者に別途連絡する。）

(2) 実施方法

ア 持ち時間は、説明15分程度、質疑応答10分程度とする。

イ 出席者は、3名以内とする。

ウ プレゼンテーションの実施順序は、参加意向申出書の提出の順番とする。

エ 提出した提出書類とは別の資料等を新たに提出することは認めない。ただし、プレゼンテーションで使用するパワーポイント画面のコピー資料は除く。

オ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。）

カ プレゼンテーションにパワーポイントを使用する場合は、使用するデータを保存したパソコンを持参すること。

キ プレゼンテーションは非公開で行う。

ク プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

ケ プレゼンテーションの開催日等の詳細は、プレゼンテーション参加者が確定後、改めて文書にて通知する。

12. 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは

とりやめることがある。

- (5) その他、プロポーザルにおいてその公正な執行を妨げること、虚偽の提案等を行うこと又は不正な利益を得ようとすることをしてはならない。
- (6) 上記(1)～(5)に該当することが判明した者は失格とする。

1 3. 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める関市市民活動センター運営業務委託プロポーザル審査要領に基づき審査するものとする。

1 4. 審査結果

- (1) 審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書(様式8)により通知する。
- (2) 審査結果は、受託候補者が決定した後、プレゼンテーション参加者全員に対して書面により通知すると共に、本市ホームページ上にて、受託候補者の名称、委託契約予定金額、各参加者の順位、順位点及び評価項目ごとの評価点数の合計を公表するものとする。
なお、受託候補者以外の名称は公表しない。
- (3) 審査に係る講評は公表しない。
- (4) 審査の過程及び講評に関する問い合わせには一切答えない。
- (5) 審査結果に関する意義は認めず、質問も受け付けない。
- (6) その他詳細は、「関市市民活動センター運営業務委託プロポーザル審査要領」を参照すること。

1 5. 契約の締結等

- (1) 契約の締結
 - ア 委託契約書を作成し、本市及び受託者で取り交わすこととする。
 - イ 委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではない。選定された受託候補者は、提案書等に記載された業務内容、その他必要事項について本市と協議及び調整を行い、業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、双方合意の上で、追加、変更又は削除を行い、委託契約を締結する。
 - ウ 資料1「令和7年度～令和9年度関市市民活動センター運営業務委託仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって、受託候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該提案書等の内容の範囲内において、業務内容が追加される場合がある。
 - エ 契約金額には、業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。

オ 契約締結に関する協議において、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。その場合において、業務受託準備のために受託候補者が支出した経費について、本市は補償しない。この場合において、プロポーザル審査による受託候補者の選定を取り消すとともに、次点の事業者を業務受託候補者として選定の上、上記ア～エの事項を準用し、契約を締結するものとする。

カ 契約締結に関する協議の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の事業者を業務受託候補者として選定の上、上記ア～エの事項を準用し、契約を締結するものとする。

キ 受託候補者として選定された者が、「16. 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次点の事業者を業務受託候補者として選定の上、上記ア～エの事項を準用し、契約を締結するものとする。

(2) 業務の実施

ア 本業務は、仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて実施すること。

イ 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受託者は、本業務の実施に当たっては本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

エ 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

オ 受託者は、本業務を効率的に行う上で、必要と認められる業務については、本市と協議の上、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。この場合には、当該請負の相手先を本市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 受託候補者として選定された者が、「16. 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととし、以下同様とする。

16. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「3. 委託契約限度額」を超えている場合

- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

17. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加者が本市に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、提案書が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属することとする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- (4) プロポーザル参加者は、1事業者につき1提案とし、複数の案の提案は認めない。
- (5) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (6) 提出書類は、返却しないものとする。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (8) 提出書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。

18. 書類提出先及び問い合わせ先

事務局 岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市役所 協働推進部 市民協働課 担当：池戸、加藤

電話番号 (0575) 23-6751

FAX (0575) 23-7744

メールアドレス shiminkyodo@city.seki.lg.jp